

## 令和元年第1回

### 中札内村議会臨時会会議録

令和元年5月10日（金曜日）

---

#### ◎出席議員（7名） ※追加日程第3以前

1番	欠員	2番	大和田 彰子 君
3番	中井 康雄 君	4番	北嶋 信昭 君
5番	黒田 和弘 君	6番	船田 幸一 君
7番	宮部 修一 君	8番	中西 千尋 君

#### ◎出席議員（7名） ※追加日程第3以降

1番	欠員	2番	中西 千尋 君
3番	黒田 和弘 君	4番	大和田 彰子 君
5番	北嶋 信昭 君	6番	船田 幸一 君
7番	宮部 修一 君	8番	中井 康雄 君

#### ◎欠席議員（0名）

#### ◎地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

中札内村長 森田 匡彦 君      教育長 高橋 雅人 君  
代表監査委員 木村 誠 君

#### ◎中札内村長の委任を受けて説明のため出席した者

副村長	山崎 恵司 君	総務課長	川尻 年和 君
住民課長	坂村 暢一 君	福祉課長	高島 啓至 君
産業課長	尾野 悟里 君	施設課長	成沢 雄治 君
総務課 課長補佐	渡辺 大輔 君		

#### ◎教育長の委任を受けて出席した者

教育次長 阿部 雅行 君

#### ◎農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長 中道 真也 君

#### ◎職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 岩崎 孝哉 君      書記 木村 優子 君

◎議事日程（1号）

日程第1		仮議席の指定
日程第2		会議録署名議員の指名
日程第3	選挙第1号	議長の選挙

◎議事日程（1号追加）

日程第1		会期の決定
日程第2	選挙第2号	副議長の選挙
日程第3		議席の指定
日程第4		常任委員の選任
日程第5		議会運営委員の選任
日程第6	選挙第3号	十勝圏複合事務組合議会議員の選挙
日程第7	選挙第4号	十勝中部広域水道企業団議会議員の選挙
日程第8	選挙第5号	とかち広域消防事務組合議会議員の選挙
日程第9		議会広報特別委員会の設置について
日程第10	承認第3号	平成30年度中札内村一般会計補正予算の専決処分の承認について
日程第11	議案第19号	監査委員の選任につき同意を求めることについて
日程第12	議案第20号	中札内村税条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第13	議案第21号	北海道市町村総合事務組合規約の変更について
日程第14	議案第22号	北海道市町村退職手当組合規約の変更について
日程第15	議案第23号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
日程第16	議案第24号	財産の購入について
日程第17	議案第25号	財産の購入について
日程第18	議案第26号	令和元年度中札内村一般会計補正予算について

## ◎開会宣告

○**議会事務局長（岩崎孝哉君）** 事務局長の岩崎です。

本臨時会は、一般選挙後初めての議会です。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっています。

年長の北嶋信昭議員を紹介いたします。

○**臨時議長（北嶋信昭君）** ただいま紹介されました北嶋です。

地方自治法第107条の規定により、議長選任が終わるまでの間、臨時に議長の職務を行います。

どうぞよろしく願いいたします。

お諮りします。

このたび、それぞれが当選の榮譽をになって議席を得ました。

本来であれば、ここで自己紹介をするところですが、お互い面識のある方々と思しますので、省略したいと思いますが、このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○**臨時議長（北嶋信昭君）** 異議なしと認めます。

したがって、自己紹介は省略します。

ただいまから、令和元年第1回中札内村議会臨時会を開会します。

会議に先立ち、村長から挨拶の申し出がありますので、これを許します。

森田村長。

（森田匡彦村長登壇）

○**村長（森田匡彦君）** 本日、ここに新しく選ばれた議員各位をお迎えして、令和元年第1回臨時会を開催するにあたり、ごあいさつを申し上げる機会をいただき、光栄に存じます。

皆さまには、今回の村議会議員選挙において、それぞれたいへん厳しい環境の中、村民の信望を担い、村の発展を願って立起され、めでたく当選の榮に浴され、本日初の議会を開会する運びとなりました。

心からお祝いとお喜びを申し上げます。

本村は昭和22年の分村以来、村議会先輩各位をはじめ、村民の皆さまのたゆまざるご努力により、肥沃な大地、豊かな自然環境の中で、第1次産業を基幹産業として、着実に発展してきております。

一方、国においては、急速に進行する人口減少や超少子・高齢化社会に立ち向かうべく、全世代型社会保障への転換、成長戦略、地方創生などを柱とし、幼児教育無償化や一億総活躍に向けた各種施策、第4次産業革命への対応、まち・ひと・しごと創生事業費の確保、国土強靱化に向けた異次元の防災・減災対策事業などが掲げられております。

このような情勢の中、第6期中札内村まちづくり計画後期基本計画の2年目となる本年度については、村長公約とまちづくり計画の着実な実行を図るとともに、人口減少の抑制を図るため、まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく取り組みを推進し、すべての村民が安心して暮らせる村づくりを進めてまいります。

議会は、民主的な村づくりを進めるうえで、重要な責務を担っていただいております。

村政に関わるさまざまな課題を克服し、村づくりを推進していくためには、議会と私どもが情報を共有し、ともに考え、議論し、積極的なまちづくりへの参画を通して、地域課題や村民の意思を把握し、村民の期待に添えていくことが必要であると考えております。

私が村政執行の重責を担わせていただきましてから、1年と10カ月が経過いたしました。

これからも住民福祉増進のための最善の努力を傾ける所存であり、議員の皆さまには何卒温かいご理解をいただき、住民福祉と村政発展のため、格別のご指導・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、令和元年度の行財政各般につきましては、去る3月定例議会において議決をいただいているところであり、引き続きご当選の各位には、既に具体的な内容についてご承知いただいているところでありますが、この機会に大要を申し上げ各位のご理解をいただきたいと存じます。

村の憲法ともいえる「まちづくり基本条例」を基本に据えて、当村の基幹産業である農業を中心とする地域経済を支え、定住人口の確保や関係人口の拡大、観光振興など、持続可能なまちづくりを執り進めてまいります。

そのようなまちづくりの柱となるのが日本で最も美しい村の推進です。

そして美しい村という太い幹を支え、大きく広がる枝となるのが、健康な村であり、文化の香りあふれる村の実現であります。

人口減少が進む中で、人生100年時代ともいわれる超長寿社会を幸せなものとするためには、健康寿命の延伸と心豊かな暮らしに資する文化の振興が不可欠であります。

時代の流れに的確に対応し、令和時代にふさわしく、美しい心を寄せ合う中で文化を育む、誇り高い中札内村を目指してまいります。

その実現のためにも、村民の幸せを第一に考え、現場に足を運び、村民の声を聞く、村民第一、現場主義を徹底し、共に支えあう共生の村、活気にあふれ成長する村、未来へ前進する希望の村を目指して、職員一丸となって不断の努力を続けてまいります。

交付税に依存している本村の今後の財政運営は、ますます厳しい状況になることも予想され、村民皆さまのお気持ちに十分に添えることができない場面もあろうかと思っておりますが、持てる貴重な資源、人材、財源を有効に活用し、効率的なまちづくりに総力を挙げて取り組んでまいります。

幸い、公平公正な立場で高い見識をお持ちの皆さまをお迎えすることができ、各般の施策を推進する上でたいへん力強さを覚えているところであります。

どうか議員各位におかれましては、益々ご健勝でご活躍くださるよう祈念いたしまして、私のご挨拶といたします。

**○臨時議長（北嶋信昭君）** 村長の挨拶が終わりました。

ただちに、本日の会議を開きます。

## ◎日程第1 仮議席の指定

**○臨時議長（北嶋信昭君）** 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

## ◎日程第2 会議録署名議員の指名

○臨時議長（北嶋信昭君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、臨時議長において、大和田彰子君と中井康雄君と北嶋信昭を指名いたします。

次に、議長の選挙を行いますので、準備ができるまで暫時休憩します。

休憩 午前10時 9分

再開 午前10時10分

○臨時議長（北嶋信昭君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

## ◎日程第3 選挙第1号 議長の選挙

○臨時議長（北嶋信昭君） 日程第3、選挙第1号、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の入口を閉めます。

ただいまの出席議員は7名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に大和田彰子君と中井康雄君を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配布)

○臨時議長（北嶋信昭君） 投票用紙のもれはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長（北嶋信昭君） 配布もれなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

○臨時議長（北嶋信昭君） 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記・無記名です。

投票用紙に被選挙人の氏名を記入の上、点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。

事務局長が議席番号と氏名を呼びますので、順番に投票願います。

○議会事務局長（岩崎孝哉君） それでは、お名前をお呼びいたします。

2番大和田彰子議員、3番中井康雄議員、5番黒田和弘議員、6番船田幸一議員、7番宮部修一議員、8番中西千尋議員、4番北嶋信昭議員。

○臨時議長（北嶋信昭君） 投票もれはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長（北嶋信昭君） 投票もれなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

大和田彰子君、中井康雄君、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○臨時議長(北嶋信昭君) それでは、選挙の結果を報告します。

投票総数7票。

これは、先ほどの出席議員数に符号しております。

そのうち、有効投票7票、無効投票0です。

有効投票のうち、中井康雄君7票です。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は2票です。

したがって、中井康雄君が議長に当選されました。

ただいま、議長に当選された中井康雄君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

議長に当選されました中井康雄君から発言を求められておりますので、これを許します。

○議長(中井康雄君) 議長という重責、身が引き締まる思いであります。

今回の議員選挙、議員1議席減ということをしつかりと受け止めて、村民の皆さまに議会の活動を知っていただく、そのために努力をしていきたいと思っております。

村民の皆さまが平和で元気に笑顔で暮らせるよう、皆さまの協力を得ながら、村づくりに努めたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

簡単ではございますけども、就任にあたってのご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○臨時議長(北嶋信昭君) これで、臨時議長の職務は全て終了いたしました。

ご協力ありがとうございました。

中井康雄議員、議席にお着き願います。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時22分

○議長(中井康雄君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

### ◎追加日程第1 会期の決定

○議長(中井康雄君) 追加日程第1、会期の決定を議題にします。

本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。

このことにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定しました。

### ◎追加日程第2 選挙第2号 副議長の選挙

○議長(中井康雄君) 日程第2、選挙第2号、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

ただいまの出席議員数は7人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に大和田彰子君と北嶋信昭君を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配布)

○議長(中井康雄君) 投票用紙の配布もれはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 配布もれなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

○議長(中井康雄君) 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記・無記名です。

投票用紙に被選挙人の氏名を記入の上、投票願います。

点呼を命じます。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

○議会事務局長(岩崎孝哉君) それでは、お名前を呼び上げます。

4番北嶋信昭議員、5番黒田和弘議員、6番船田幸一議員、7番宮部修一議員、8番中西千尋議員、2番大和田彰子議員、3番中井康雄議員。

○議長(中井康雄君) 投票もれありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 投票もれなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

大和田彰子君及び北嶋信昭君、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

○議長(中井康雄君) 選挙の結果を報告します。

投票総数7票。

これは、先ほどの出席議員数に符号しております。

そのうち、有効投票7票、無効投票0票です。

有効投票のうち、宮部修一君4票、北嶋信昭君3票。

この選挙の法定得票数は2票です。

したがって、宮部修一君が副議長に当選されました。

議場の出入口を解きます。

ただいま、副議長に当選された宮部修一君が議場におられます。

会議規則第33号第2項の規定によって、当選の告知をします。

副議長に当選されました宮部修一君から発言が求められていますので、これを許します。

○副議長(宮部修一君) 大変議員経験の浅い私が、副議長の任を仰せつかったわけですが、非常に責任の重さを痛感しているところでございます。

今後は議長と連携を密にし、議長を補佐させていただくとともに、議会の運営を円滑・効率的に進められるよう努力していく所存でございますので、皆さま方のご協力をよろしくお願いいたします。

以上で、就任の挨拶に代えさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（中井康雄君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時36分

○議長（中井康雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

### ◎日程第3 議席の指定

○議長（中井康雄君） 日程第3、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指名します。

議席番号と氏名を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（岩崎孝哉君） それでは、議席の指定をいたします。

1番につきましては、欠員により空席といたします。

2番中西千尋議員、3番黒田和弘議員、4番大和田彰子議員、5番北嶋信昭議員、6番船田幸一議員、7番宮部修一議員、8番中井康雄議員。

○議長（中井康雄君） ただいま、朗読したとおり議席を指定します。

議席が決まりましたので、それぞれ指定の議席に着席願います。

それでは、休憩中に全員協議会を開催し、常任委員会所属の協議を行ってください。

随時休息します。

休憩 午前10時38分

再開 午前11時10分

○議長（中井康雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

### ◎追加日程第4 常任委員の選任

○議長（中井康雄君） 日程第4、常任委員の選任を行います。

常任委員の選任については、委員会条例第2条第1号及び第2号並びに第7条第1項の規定によって、総務厚生常任委員に、大和田彰子君、黒田和弘君、中西千尋君、宮部修一君、中井康雄。

産業文教常任委員に、船田幸一君、北嶋信昭君、宮部修一君、中井康雄を指名したいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しましたとおり、常任委員に選任することに決定しました。  
なお、今回、議員の定数割れとなったことから、産業文教常任委員に1名の定員割れが生じております。

休憩中に、各常任委員会では、委員会を開催し、常任委員長の互選を行ってください。  
暫時休憩します。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時11分

**○議長（中井康雄君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

諸般の報告をします。

休憩中に、各常任委員会において、委員長の互選が行われ、その結果の報告書が議長に提出されておりますので、報告します。

総務厚生常任委員会委員長に、中西千尋君。

産業文教常任委員会委員長に、北嶋信昭君。

以上のとおり、互選されたことの報告がありました。

#### ◎追加日程第5 議会運営委員の選任

**○議長（中井康雄君）** 日程第5、議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員の選任については、委員会条例第4条第2項及び第2条第1項の規定によって、中西千尋君、北嶋信昭君、宮部修一君、中井康雄の4名を指名したいと思います。このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（中井康雄君）** 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました4人を議会運営委員に選任することに決定しました。

休憩中に、議会運営委員会では、委員会を開催し、委員長の互選を行ってください。

暫時休憩します。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時12分

**○議長（中井康雄君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

諸般の報告をします。

休憩中に、議会運営委員会において委員長の互選が行われ、その結果の報告書が議長に提出されておりますので、報告します。

議会運営委員会委員長に、宮部修一君。

以上のとおり、互選されたことの報告がありました。

#### ◎追加日程第6 選挙第3号 十勝圏複合事務組合議会議員の選挙

**○議長（中井康雄君）** 日程第6、選挙第3号、十勝圏複合事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思います。

このことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、選挙方法は指名推薦することに決定しました。

指名の方法は、議長において指名したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、指名の方法は議長において指名することで決定いたしました。

十勝圏複合事務組合議会議員には、中井康雄を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名した中井康雄を当選人とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した中井康雄が十勝圏複合事務組合議会議員に当選しました。

#### ◎追加日程第7 選挙第4号 十勝中部広域水道企業団議会議員の選挙

○議長(中井康雄君) 日程第7、選挙第4号、十勝中部広域水道企業団議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

この選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思います。このことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、選挙方法は指名推薦することに決定しました。

指名の方法は、議長において指名したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、指名の方法は議長において指名することで決定いたしました。

十勝中部広域水道企業団議会議員には、中井康雄を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名した中井康雄を当選人とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した中井康雄が十勝中部広域水道企業団議会議員に当選しました。

#### ◎追加日程第8 選挙第5号 とかち広域消防事務組合議会議員の選挙

○議長(中井康雄君) 日程第8、選挙第5号、とかち広域消防事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

この選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思いますが、このことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(中井康雄君)** 異議なしと認めます。

したがって、選挙方法は指名推薦することに決定しました。

指名の方法は、議長において指名したいと思います、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(中井康雄君)** 異議なしと認めます。

したがって、指名の方法は議長において指名することで決定いたしました。

とかち広域消防事務組合議会議員には、中井康雄を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名した中井康雄を当選人とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(中井康雄君)** 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した中井康雄がとかち広域消防事務組合議会議員に当選しました。

## ◎追加日程第9 議会広報特別委員会の設置について

**○議長(中井康雄君)** 日程第9、議会広報特別委員会の設置についてを議題にします。

お諮りします。

本村議会は、重要な意思決定機関であり、このことが村民に十分理解されるよう、議会広報も重要な役割と考えるので、継続的な発行活動をしたいと思います。

この特別委員会の設置については、委員会条例第5条の規定により、4人の委員で構成する議会広報特別委員会とし、これを付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。

このことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(中井康雄君)** 異議なしと認めます。

したがって、この議会広報特別委員会の設置については、4人の委員で構成する議会広報特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置された議会広報特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、中西千尋君、黒田和弘君、大和田彰子君、船田幸一君の4人を指名したいと思います。

このことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(中井康雄君)** 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しましたとおり、議会広報特別委員会に選任することに決定しました。

休憩中に、議会広報特別委員会では、委員会を開催し、委員長の互選を行ってください。暫時休憩します。

休憩 午前11時18分  
再開 午前11時18分

○議長（中井康雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

諸般の報告をします。

休憩中に、議会広報特別委員会において委員長の互選が行われ、その結果の報告書が議長に提出されておりますので、報告します。

議会広報特別委員会委員長に、中西千尋君。

以上のとおり、互選されたことの報告がありました。

### ◎追加日程第10 承認第3号 平成30年度中札内村一般会計補正予算の専決処分の承認について

○議長（中井康雄君） 日程第10、承認第3号、平成30年度中札内村一般会計補正予算の専決処分の承認についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、3月末のふるさと納税の申込件数の大幅増により、基金積立金及び返礼品の予算に不足を生じたこと。また、特別交付税及び宅地分譲地売払収入について、予算額を大きく上回ったため、余剰金を公共施設等整備基金に積み立てることから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたものであります。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご承認くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、川尻総務課長。

○総務課長（川尻年和君） 承認第3号、平成30年度中札内村一般会計補正予算の専決処分の承認について、補足説明を申し上げます。

黒ナンバー2番、平成30年度中札内村一般会計補正予算、平成31年専決第4号をご用意いたします。

1ページをお開きください。

規定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ6,616万8,000円を追加し、総額を54億6,316万8,000円に調整したものであり、議会を招集する時間的余裕がないことから、平成31年3月29日、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分としたものであります。

6ページをお開きください。

歳入であります。

最初に、上段の特別交付税であります。3月の交付額確定により追加するもので、一部翌年度への繰越財源として留保した上で、4,998万6,000円を追加し、その下段、宅地分譲地売払で、2月から3月にかけて、ときわ野第4次分譲地において、4区画の売買契約が締結されたことにより、1,074万5,000円を追加するものであります。

このことにより、合わせて6,073万1,000円の余剰が出たことから、そのうち

6,000万円を、7ページ上段、説明欄にありますとおり、将来予想される公共施設修繕等の財源として、公共施設等整備基金に積み立てるものであります。

次に、戻っていただきまして、6ページ下段の特別寄付金543万7,000円の追加は、ふるさと納税寄付金の増加によるもので、7ページ下段、説明欄に記載していますとおり、その全額を文化振興基金に積み立てるものであります。

7ページ中段、説明欄のまちづくり推進費、報償費及び委託料の追加は、先ほど説明いたしましたふるさと納税寄付金の増額に伴うものであります。

以上で補足説明を終わります。

**○議長（中井康雄君）** それでは、承認第3号に対する質疑を行います。  
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（中井康雄君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

承認第3号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（中井康雄君）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

承認第3号、平成30年度中札内村一般会計補正予算の専決処分の承認についてを採決します。

この承認のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（中井康雄君）** 異議なしと認めます。

したがって、承認第3号は承認されました。

#### ◎追加日程第11 議案第19号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

**○議長（中井康雄君）** 日程第11、議案第19号、監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題にします。

黒田和弘君は、地方自治法第117条の規定により、除籍の対象となりますので、退場を求めます。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長。

（森田匡彦村長登壇）

**○村長（森田匡彦君）** 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

監査委員のうち、議員の内から選任した監査委員が任期満了となりましたので、黒田和弘氏を監査委員に選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご同意くださるようお願い申し上げます、説明を終わります。

**○議長（中井康雄君）** 議案第19号に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（中井康雄君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この事件は、人事案件ですので、討論を省略したいと思います。

このことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(中井康雄君)** 異議なしと認めます。

したがって、討論は省略することに決定しました。

議案第19号、監査委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

この議案は、原案のとおり同意することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(中井康雄君)** 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は、原案のとおり同意することに決定しました。

黒田和弘君の入場を許可します。

## **◎追加日程第12 議案第20号 中札内村税条例等の一部を改正する条例の制定について**

**○議長(中井康雄君)** 日程第12、議案第20号、中札内村税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長。

(森田匡彦村長登壇)

**○村長(森田匡彦君)** 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、地方税法等の一部を改正する法律並びに関連政令及び省令が公布されたことに伴い、村税条例等の一部を改正しようとするものであります。

詳細については担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

**○議長(中井康雄君)** 補足説明、坂村住民課長。

**○住民課長(坂村暢一君)** それでは、補足をして説明をさせていただきます。

黒ナンバー4番、議案関係資料1ページをお開きください。

中札内村税条例の一部を改正する条例の改正概要により、説明をさせていただきます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴う改正となっておりますが、まず、村民税関係です。

1番として、非課税の範囲の見直しとして、子どもの貧困に対応するため、事実婚状態でないことを確認した上で、児童扶養手当を支給されており、前年の合計所得金額が135万円以下のひとり親である単身児童扶養者に対し、個人住民税を非課税とする措置を講ずるものであります。

施行日は、令和3年1月1日としております。

2番目として、ふるさと納税制度の見直しにより、寄付金税額控除における特例控除額の措置対象を、総務大臣が指定する地方団体のふるさと納税とする改正であります。

施行日は、令和元年6月1日としております。

3番目として、住宅借入金特別控除に係る改正であります。

現行の住宅ローン減税の控除期間を3年間延長し、11年目以降の3年間は、消費税率

2%引き上げ分の負担に着目した控除額の上限を設置しております。

控除期間中、所得税額から控除しきれない額を、現行と同じ控除額の範囲で、個人住民税額から控除をするものであります。

施行日は、平成31年4月1日としております。

次に、資料3ページをお開きください。

軽自動車税関係になります。

10月から消費税の引き上げに合わせ、自動車税の税率を恒久的に引き下げることから、車体課税の大幅な見直しが行われることになっております。

10月1日以後の軽自動車の取得に対して、環境性能割が創設され、今までの軽自動車税は、種別割に変更となります。

1番として、種別割の税率の特例に関するもので、自家用軽自動車に係るグリーン化の特例措置を2年間延長した上で、令和3年度及び令和4年度に初回新規登録等を受けたものについては、軽減対象を電気自動車等に限定するものであります。

平成31年4月1日から、3段階で改正を行うものであります。

続いて、4ページになります。

2番目として、環境性能割の税率の特例に関するもので、令和元年10月1日から令和2年9月30日までに取得した自家用軽自動車に係る環境性能割について、税率1%分を臨時的に軽減するものであります。

施行日は、令和元年10月1日としております。

3番目として、環境性能割の賦課徴収は、当分の間、北海道が実施することとされており、非課税及び減免について、北海道と市町村間の事務負担の軽減化や、納税義務者等の混乱を防ぐため、北海道が規定する自動車税環境性能割と同様の取扱いとする規定を創設するものであります。

施行日は、令和元年10月1日としております。

続いて、5ページをお開きください。

4、その他の改正、2番目にあります法人村民税申告に関するもので、資本金1億円以上の大法人が申告書を提出する際、平成30年度から電子情報処理組織によることが義務化されていますが、災害その他の理由で困難な場合、柔軟に対応するという規定を整備するものであります。

施行期日は、平成31年4月1日としております。

そのほか、地方税法等改正に伴う文言修正及び参照条項の改正を行っております。

最後に、施行日については、公布の日からとし、平成31年4月1日より適用としております。

規定により、それぞれ施行日が定められております。

6ページから34ページについては、新旧対照表を添付させていただいておりますので、参考にご覧いただきたいと思っております。

以上で、補足説明を終わります。

**○議長（中井康雄君）** これで提案理由の説明を終わります。

議案第20号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番黒田議員。

**○3番（黒田和弘君）** 今、補足説明がありました。

中身が濃いですから、なかなか勉強不足で理解がしづらいのですが、軽自動車の環境性能割ってあるのですが、言ってみれば、村税として収入される税だというふうに思うのですが、それでいいのかどうかと、併せて、10月から創設されるということで、新たに10月から取得するという事ですから、今の段階ではどれぐらい入ってくるのかはちょっと正確には分からないと思うのですが、どの程度の額的なものが、1台当たりでどのぐらいが環境性能割として村税に入ってくる見込みというか、そこら辺がなかなか見えてこないのですが、分かる範囲内で結構ですので、その辺の状況について、分かる範囲内で教えていただきたいなというふうに思います。

**○議長（中井康雄君）** 坂村住民課長。

**○住民課長（坂村暢一君）** 軽自動車環境性能割について、ご説明申し上げます。

議案関係資料の4ページ中段に、環境性能割について説明をした欄があります。

環境性能割、10月より創設されるのですが、現行の軽自動車税、これは種別割という名前に変わります。

環境性能割は、令和元年10月1日以後に軽自動車の取得に対して適用されるものであります。

新車、中古車を問わず、取得された車両、取得価格が50万円以上になりますが、これに対して課税をするという形になります。

その表がございしますが、それぞれ取得した額に対して、電気自動車は非課税、いわゆる環境に応じて税率が変わるということでありまして。

それぞれ燃費基準達成によって1%または2%。

これ以外の軽自動車に関しては、3%の税率がかかるということでございます。

これは北海道が賦課徴収をしますので、地方特例交付金によって村の方に補てんされてくるという形になります。

この見込みなのですが、先ほど言いましたとおり、取得に対してかかるものですので、実際、今保有しているものに掛ける税金ではないので、今後の見込みというのは、今のところ私たちの方では想定できておりません。

**○議長（中井康雄君）** よろしいでしょうか。

**○3番（黒田和弘君）** そうすると、分かりやすく言うと、10月から軽自動車を購入した場合にかかるのですが、例えば、100万円で軽自動車を購入したと。

この環境基準云々という形で、電気自動車であれば非課税ですと。

ここの表にあるとおり、1%であれば1万円がかかるというのかな。

それから、2%、3%ということになると、3万円が新たに環境性能割ということで、道の方で賦課徴収されて、納入されて、以後、地方特例交付金という形で北海道から市町村に納入されると、こういう解釈でよろしいのでしょうか。

（坂村住民課長より「はい。」の声あり）

**○3番（黒田和弘君）** 分かりました。

**○議長（中井康雄君）** よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（中井康雄君）** ないようですので、これで質疑を終わります。

議案第20号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第20号、中札内村税条例等の一部を改正する条例の制定についてを採択します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は可決されました。

◎追加日程第13 議案第21号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について

◎追加日程第14 議案第22号 北海道市町村退職手当組合理約の変更について

◎追加日程第15 議案第23号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について

○議長(中井康雄君) この際、日程第13、議案第21号、北海道市町村総合事務組合理約の変更についてから、日程第15、議案第23号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についての3件を一括して議題にします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長。

(森田匡彦村長登壇)

○村長(森田匡彦君) ただいま、一括上程議題に供されました、規約の一部変更の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、北海道市町村総合事務組合、北海道市町村職員退職手当組合及び北海道町村議会議員公務災害補償等組合の加入団体の脱退に伴い規約の一部を変更しようとするものです。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご承認くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長(中井康雄君) 補足説明、川尻総務課長。

○総務課長(川尻年和君) それでは、私の方から補足説明を申し上げます。

各案件について、一括で説明いたします。

黒ナンバー4番、議案関係資料のご準備をお願いいたします。

35ページをお開きいただきたいと思います。

各組合理約の変更について、ともに平成31年3月31日付で、北空知葬祭組合、日高地区交通災害共済組合及び池北三町行政事務組合が解散したことに伴い、各組合から脱退による規約の一部を改正するものであります。

また、北海道町村議会議員公務災害補償等組合の規約変更については、一昨年度末に解散いたしました十勝環境複合事務組合も併せて脱退を行うものであります。

地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上で、補足説明を終わります。

○議長(中井康雄君) これら3件を一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第21号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第21号、北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は可決されました。

議案第22号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第22号、北海道市町村退職手当組合規約の変更についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は可決されました。

議案第23号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第23号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は可決されました。

#### ◎追加日程第16 議案第24号 財産の購入について

○議長(中井康雄君) 日程第16、議案第24号、財産の購入についてを議題にします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長。

(森田匡彦村長登壇)

○村長(森田匡彦君) 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、大規模草地育成牧場にミキシングフィーダーを購入し配置するもので、5月8日に指名競争入札を行った結果、836万円でヤンマーアグリジャパン株式会社帯広支店が落札しましたので、売買契約を締結しようとするものです。

詳細につきましては、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

**○議長（中井康雄君）** 補足説明、川尻総務課長。

**○総務課長（川尻年和君）** 財産の購入につきまして、補足説明を申し上げます。

黒ナンバー4番、議案関係資料40ページをお開き願います。

本案件は、大規模草地育成牧場において、ミキシングフィーダーを1台購入するもので、当村における指名願い登録から、業者を5社選考いたしました。3社より入札辞退の申し出があり、2社により指名競争入札を実施しました。

落札業者は、ヤンマーアグリジャパン株式会社帯広支店で、予定価格950万4,000円に対し、最低価格は836万円で、落札率は87.96%であります。

また、2番札は、877万8,000円でありました。

なお、41ページに仕様書、42ページにパンフレットの写しを添付していますので、ご覧いただきたいと思っております。

以上で、補足説明を終わります。

**○議長（中井康雄君）** これで提案理由の説明を終わります。

議案第24号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（中井康雄君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第24号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（中井康雄君）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第24号、財産の購入についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（中井康雄君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は可決されました。

### ◎追加日程第17 議案第25号 財産の購入について

**○議長（中井康雄君）** 日程第17、議案第25号、財産の購入についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長。

（森田匡彦村長登壇）

**○村長（森田匡彦君）** 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、大規模草地育成牧場にホイールローダーを購入し配置するもので、5月8日に指名競争入札を行った結果、1,232万円でコマツ道東株式会社帯広支店が落札しましたので、売買契約を締結しようとするものです。

詳細につきましては、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

**○議長（中井康雄君）** 補足説明、川尻総務課長。

**○総務課長（川尻年和君）** それでは、財産の購入につきまして、補足説明を申し上げます。

黒ナンバー4番、議案関係資料43ページをお開きください。

本案件は、大規模草地育成牧場において、ホイールローダーを1台購入するもので、当村における指名願い登録から、5社を選考しましたが、3社より入札辞退の申し出があり、2社により指名競争入札を実施しました。

落札業者は、コマツ道東株式会社帯広支店で、予定価格1,612万6,000円に対し、最低価格は1,232万円で、落札率は76.40%であります。

また、2番札は、1,298万円でありました。

なお、44ページに仕様書、45ページにパンフレットの写しを添付していますので、ご覧いただきたいと思っております。

以上で、補足説明を終わります。

**○議長（中井康雄君）** これで提案理由の説明を終わります。

議案第25号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（中井康雄君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第25号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（中井康雄君）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第25号、財産の購入についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（中井康雄君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は可決されました。

#### ◎追加日程第18 議案第26号 令和元年度中札内村一般会計補正予算について

**○議長（中井康雄君）** 日程第18、議案第26号、令和元年度中札内村一般会計補正予算についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長。

（森田匡彦村長登壇）

**○村長（森田匡彦君）** ただいま、議題に供されました、一般会計補正予算の提案の趣旨についてご説明申し上げます。

既定の歳入・歳出予算の総額に、それぞれ4億2,087万7,000円を追加し、総額を49億9,497万7,000円に調整したものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

**○議長（中井康雄君）** 補足説明、川尻総務課長。

**○総務課長（川尻年和君）** それでは、私の方から、一般会計補正予算の補足説明を申し上げます。

黒ナンバー3番、一般会計補正予算書を準備願います。

まず1ページをお開きください。

今月5月1日の改元日以降について、本村の予算における会計年度の元号表示は、上段に記載しているとおり、当年度全体を通じて、令和とするものであります。

それでは、一般会計補正予算書により、歳出の主なものから説明させていただきます。

歳出に係る特定財源についても、併せて説明いたしますので、歳入では同様の説明を省略させていただきます。

8ページをお開きください。

2款総務費、2項企画費、2目広報公聴費、説明欄、コミュニティ助成事業補助金は、共栄行政区会館建設に対して、自治総合センターのコミュニティ助成事業の決定を受け、助成率5分の3である760万円を追加するものであります。

特定財源として、同額の助成金を追加しております。

その上段、地域集会施設等補助金423万円の追加は、共栄行政区会館建設に係る助成について、村の補助要項に基づき、建設費の3分の1を追加するものであります。

次に、4款衛生費、1項保健衛生費、4目健康づくり推進費、説明欄、講習会負担金1万5,000円は、昨年度から実施している七色献立プロジェクトの充実を図るため、健康に関する研究会に職員が参加するものであり、その参加に係る負担金を追加するものであります。

次に、6款農林業費、2項農業費、2目農業振興事業費、説明欄、産地パワーアップ事業補助金4億885万円については、中札内村農協の農産物加工処理施設における自動選別システムや自動計量包装、箱詰めロボットなど、加工処理施設の増強に対して、北海道の補助が採択されたことにより、村の会計を通し、事業実施主体に対して交付するため、補助金を追加するものであります。

なお、同補助金についても、同額の4億885万円を追加しております。

次に、9ページをお開きください。

9款、1項消防費、3目非常備消防費、説明欄、消耗品費13万4,000円及び消防団運営交付金4万8,000円の追加は、4月1日付で10名の消防団員が入団し、制服など被服対応をするため、消耗品と交付金で団体割額として納める実員数が、当初予算時よりも増額したため、それぞれ追加するものであります。

それでは、戻っていただきまして、7ページをお開きください。

18款繰越金で、平成30年度の決算認定がまだ終えておりませんが、見込むことが可能ですので、歳入に見合う額として、442万7,000円を追加し、調整するものであります。

最後になります。

4ページに戻っていただきまして、第2表、債務負担行為の補正は、先ほどの説明と関連しますが、10名の消防団員の入団により、本年度予定しておりました防火衣等の購入数を増やす必要があることから、北海道市町村備荒資金組合の車両防災資機材譲渡事業の活用に係る限度額について、53万8,000円を追加するものであります。

以上で、一般会計補正予算の説明を終わります。

**○議長（中井康雄君）** これで提案理由の説明を終わります。

議案第26号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番黒田議員。

**○3番（黒田和弘君）** それでは、若干確認をしたいというふうに思います。

8ページのコミュニティ活動費の関係です。

今、説明あったとおり、共栄区の会館かな、今までときわ野と栄の会館も、このコミュニティ補助金が採択されたことによって建設されることになったのかなというふうに思うのですが、補助の金額は出ているのですけども、全体の事業費というか建設費ですか、その辺がどうなっているのかと、かなり村も努力して内定を受けたというのか、見通しが立ったということだというふうに思うのですが、結構、例年採択なっているような関係なのですけども、その辺は今後も分からない話ですけども、結構要望すれば付く補助金なのかなというふうに思うのですけども、その辺の状況ですね。

それと、農業振興事業費ですが、補助金については、道の補助金直通ということで4億円ほど出ているのですが、いろんな自動選別だとか加工だとかというお話しておりましたけども、これの全体の事業費というのですか、その辺は参考まで教えていただきたいなというふうに思います。

**○議長（中井康雄君）** 川尻総務課長。

**○総務課長（川尻年和君）** まずは、コミュニティ助成に係る部分であります。

共栄会館の建築費の総額ですけども、工事金額といたしまして、1,269万4,000円を見込んでおります。

それと、採択の関係でございます。

こちらの部分につきましては、北海道で限られた件数というふうになっておりますので、今回につきましても、共栄につきましても、そういった採択にたまたまされたということであって、限られた中での採択なので、実際に申請すれば必ず採択されると、そういうことではございません。

**○議長（中井康雄君）** 尾野産業課長。

**○産業課長（尾野悟里君）** それでは、私の方から、産地パワーアップ事業の事業費について説明をさせていただきます。

今回導入するシステム、機器等につきましては、自動選別システム及び自動包装システム一式の導入になります。

事業費につきましては、8億8,311万6,000円ということになります。

**○議長（中井康雄君）** 3番黒田議員。

**○3番（黒田和弘君）** 分かりました。

コミュニティの関係ですけれども、全体事業費からいってかなり高額な補助金の形で、自己負担もそれぞれ100万円とか200万円ぐらいで要望していた会館が建つわけです。

ね。

今、総務課長言うように、これが要望して必ず当たるというものではないよと。

それは当然のことなのですけども、どうも状況から見ると、かなり要望に応じてくれているなという感じはするのですね。

そんな見通しも立って、聞くところによると、他の行政区でも自己負担分が貯まった状態でやりたいという行政区もあるようにお聞きをしておりますので、ここら辺についても、要望があれば応えるのは当然ですけども、これらのPRというのですか、こういう制度で会館が建つよということも併せて区長会議等々でお話していただければ、各行政区もありがたい話なのかなというふうに思いますので、そんなご配慮もお願いをしたいというふうに思います。

**○議長（中井康雄君）** ご意見としてお伺いしたいと思います。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（中井康雄君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第26号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（中井康雄君）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第26号、令和元年度中札内村一般会計補正予算についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（中井康雄君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は可決されました。

これをもって、この臨時会に付議された事件は全て終了しました。

したがって、令和元年第1回中札内村議会臨時会を閉会します。

閉会 午後12時05分